

一般社団法人日本デフボウリング協会 アスリート委員会規程

第1条（本規程の目的）

本規程は、一般社団法人日本デフボウリング協会（以下「本協会」という。）理事会の承認を経て設置するアスリート委員会（以下「委員会」という。）について定める。

第2条（委員会の目的）

委員会は、デフボウリング競技に関するあらゆる事案について、本協会に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本協会の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成及び競技の普及発展に寄与することを目的とする。

第3条（審議事項）

委員会で扱う議題は以下に挙げる項目を対象とする。

- (1) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (2) 競技への普及・啓発に関すること
- (3) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (4) パラスポーツの推進活動に関すること
- (5) 選手のサポート環境の整備・改善に関すること
- (6) 選手のセカンドキャリアの支援に関すること
- (7) アンチドーピングの教育や啓発に関すること
- (8) その他選手に関する一切のこと

第4条（委員の構成）

1. 委員会は、委員長1名を含む現役選手又は元選手3名以上で構成される。ただし、委員のうち最低1名以上は女性とする。
2. 委員の資格は、ろう者ボウリング選手としての経験を有する現役選手又は元選手とする。
3. 委員は、立候補又は推薦による候補者から、理事会の決議によって選任され、委員長は委員の互選によって選任する。

第5条（任期）

1. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 委員長が任務を継続できない事由が生じた場合、新任の委員長が選任されるまでの間、他の委員のうちいずれかがその業務を代行する。その場合の任期は現職の委員長の残任期間とする。
3. 委員において任期途中で任務を継続できない事由が生じた場合は、当該委員は直ちに

委員としての地位を失い、理事会の指名で新任の委員を選任する。その場合の新任の委員の任期は、退任した委員の元々の任期が満了するまでの期間とする。

4. 委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでの期間はその職務を継続して行う。

第6条（委員会の開催）

1. 委員会は、1年に1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。
2. 委員は、委員長に対し、いつでも委員会の開催を求めることができ、委員長は、正当な理由がない限り、これを拒むことができない。
3. 委員会の議長は、委員長（第5条第2項に基づき別の委員が委員長を代行している場合は当該委員長代行の委員）とする。委員長が委員会に出席できない場合は、出席者の過半数をもって出席者の中から議長を選任する。

第7条（決議）

1. 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き又は議決をすることができない。
2. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第8条（オブザーバー）

委員会は委員長、委員をもって構成するが、委員長は必要に応じて委員以外の者をオブザーバーとして招くことができる。

第9条（理事会への報告）

委員会は上記第3条に定める活動を行い、その関連事項を処理する。委員長は、委員会の活動について、1年に1回以上、理事会に報告する。

第10条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、令和7年10月28日から施行する。